

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、
下記のとおり労働者派遣事業に係わる情報を提供いたします。

許可番号	派15-010012
事業所の名称	株式会社キャリアステーション
事業所の所在地	〒951-8068 新潟県新潟市中央区上大川前通七番町1230番地7 ストークビル鏡橋9階

1 派遣労働者数 (対象期間2025年4月1日～2026年3月31日)

派遣労働者数（2026年6月1日付）	220	人
雇用安定措置を講じた人数	39	人

2 派遣先事業所数 (対象期間2025年4月1日～2026年3月31日)

派遣先事業所の実数	182	件
-----------	-----	---

3 派遣料金、派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間2025年4月1日～2026年3月31日)

労働者派遣に関する料金の、1日8時間当たりの平均額	15,997	円
派遣労働者の賃金の額の、1日8時間当たりの平均額	11,004	円
マージン率	31.21	%

4 キャリア形成支援制度に関する事項

当社のキャリア形成支援制度の概要についてはHPをご覧ください。

https://www.career-st.com/hp/pdf/careerup_2024.pdf

《教育訓練計画》

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	賃金支給	実施主体	派遣労働者の費用負担
入職時研修	初めて当社で派遣就業される方	Off-JT	有給	派遣元	無
職能別・職種転換 ・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	Off-JT	有給	派遣元	無

《キャリアコンサルティング》

キャリアに関する相談窓口を開設しています。ご相談（無料）をご希望の方は、各事業所までご連絡ください。

[TEL] 025-229-4171 [メール] niigata@career-st.com

対象	実施方法	会場	コンサルタント	費用
当社で派遣就業中の方	対面 ※ご希望により電話、 メールも可能	当社各事業所	キャリアコンサルタント 資格保持者並びに同等の 知識・経験のある者	無料

5 その他、労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、年次有給休暇、育児・介護休業、看護・看護休暇、定期健康診断

その他サポート：キャリアカウンセリング、病児・病後児保育利用料手当

詳細についてはHPをご覧ください。 <https://www.career-st.com/welfare>

6 労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結状況	労使協定締結済
労使協定の対象労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027年3月31日

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、
下記のとおり労働者派遣事業に係わる情報を提供いたします。

許可番号	派15-010012
事業所の名称	株式会社キャリアステーション 新潟南オフィス
事業所の所在地	〒950-1151 新潟県新潟市中央区湖南21番6

1 派遣労働者数 (対象期間2025年4月1日～2026年3月31日)

派遣労働者数（2026年6月1日付）	150 人
雇用安定措置を講じた人数	35 人

2 派遣先事業所数 (対象期間2025年4月1日～2026年3月31日)

派遣先事業所の実数	153 件
-----------	-------

3 派遣料金、派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間2025年4月1日～2026年3月31日)

労働者派遣に関する料金の、1日8時間当たりの平均額	16,240 円
派遣労働者の賃金の額の、1日8時間当たりの平均額	11,463 円
マージン率	29.41 %

4 キャリア形成支援制度に関する事項

当社のキャリア形成支援制度の概要についてはHPをご覧ください。

https://www.career-st.com/hp/pdf/careerup_2024.pdf

《教育訓練計画》

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	賃金支給	実施主体	派遣労働者の費用負担
入職時研修	初めて当社で派遣就業される方	Off-JT	有給	派遣元	無
職能別・職種転換 ・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	Off-JT	有給	派遣元	無

《キャリアコンサルティング》

キャリアに関する相談窓口を開設しています。ご相談（無料）をご希望の方は、各事業所までご連絡ください。

[TEL] 025-280-1671 [メール] niigata@career-st.com

対象	実施方法	会場	コンサルタント	費用
当社で派遣就業中の方	対面 ※ご希望により電話、 メールも可能	当社各事業所	キャリアコンサルタント 資格保持者並びに同等の 知識・経験のある者	無料

5 その他、労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、年次有給休暇、育児・介護休業、看護・看護休暇、定期健康診断

その他サポート：キャリアカウンセリング、病児・病後児保育利用料手当

詳細についてはHPをご覧ください。 <https://www.career-st.com/welfare>

6 労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結状況	労使協定締結済
労使協定の対象労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027年3月31日

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、
下記のとおり労働者派遣事業に係わる情報を提供いたします。

許可番号	派15-010012
事業所の名称	株式会社キャリアステーション 燕三条オフィス
事業所の所在地	〒955-0093 新潟県三条市下須頃167 P.H.4 1階

1 派遣労働者数 (対象期間2025年4月1日～2026年3月31日)

派遣労働者数（2026年6月1日付）	97 人
雇用安定措置を講じた人数	9 人

2 派遣先事業所数 (対象期間2025年4月1日～2026年3月31日)

派遣先事業所の実数	80 件
-----------	------

3 派遣料金、派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間2025年4月1日～2026年3月31日)

労働者派遣に関する料金の、1日8時間当たりの平均額	15,761 円
派遣労働者の賃金の額の、1日8時間当たりの平均額	10,861 円
マージン率	31.08 %

4 キャリア形成支援制度に関する事項

当社のキャリア形成支援制度の概要についてはHPをご覧ください。

https://www.career-st.com/hp/pdf/careerup_2024.pdf

＜教育訓練計画＞

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	賃金支給	実施主体	派遣労働者の費用負担
入職時研修	初めて当社で派遣就業される方	Off-JT	有給	派遣元	無
職能別・職種転換 ・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	Off-JT	有給	派遣元	無

＜キャリアコンサルティング＞

キャリアに関する相談窓口を開設しています。ご相談（無料）をご希望の方は、各事業所までご連絡ください。

[TEL] 0256-64-7603 [メール] tsubasan@career-st.com

対象	実施方法	会場	コンサルタント	費用
当社で派遣就業中の方	対面 ※ご希望により電話、 メールも可能	当社各事業所	キャリアコンサルタント 資格保持者並びに同等の 知識・経験のある者	無料

5 その他、労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、年次有給休暇、育児・介護休業、看護・看護休暇、定期健康診断 その他サポート：キャリアカウンセリング、病児・病後児保育利用料手当 詳細についてはHPをご覧ください。 https://www.career-st.com/welfare
--

6 労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結状況	労使協定締結済
労使協定の対象労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027年3月31日

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、
下記のとおり労働者派遣事業に係わる情報を提供いたします。

許可番号	派15-010012
事業所の名称	株式会社キャリアステーション 上越営業所
事業所の所在地	〒943-0804 新潟県上越市新光町1丁目5番5号 上越サンプラザホテル1階

1 派遣労働者数 (対象期間2025年4月1日～2026年3月31日)

派遣労働者数（2026年6月1日付）	101 人
雇用安定措置を講じた人数	14 人

2 派遣先事業所数 (対象期間2025年4月1日～2026年3月31日)

派遣先事業所の実数	65 件
-----------	------

3 派遣料金、派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間2025年4月1日～2026年3月31日)

労働者派遣に関する料金の、1日8時間当たりの平均額	15,691 円
派遣労働者の賃金の額の、1日8時間当たりの平均額	10,882 円
マージン率	30.64 %

4 キャリア形成支援制度に関する事項

当社のキャリア形成支援制度の概要についてはHPをご覧ください。

https://www.career-st.com/hp/pdf/careerup_2024.pdf

《教育訓練計画》

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	賃金支給	実施主体	派遣労働者の費用負担
入職時研修	初めて当社で派遣就業される方	Off-JT	有給	派遣元	無
職能別・職種転換 ・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	Off-JT	有給	派遣元	無

《キャリアコンサルティング》

キャリアに関する相談窓口を開設しています。ご相談（無料）をご希望の方は、各事業所までご連絡ください。

[TEL] 025-527-3055 [メール] jyoetsu@career-st.com

対象	実施方法	会場	コンサルタント	費用
当社で派遣就業中の方	対面 ※ご希望により電話、 メールも可能	当社各事業所	キャリアコンサルタント 資格保持者並びに同等の 知識・経験のある者	無料

5 その他、労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、年次有給休暇、育児・介護休業、看護・看護休暇、定期健康診断

その他サポート：キャリアカウンセリング、病児・病後児保育利用料手当

詳細についてはHPをご覧ください。 <https://www.career-st.com/welfare>

6 労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結状況	労使協定締結済
労使協定の対象労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027年3月31日

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、
下記のとおり労働者派遣事業に係わる情報を提供いたします。

許可番号	派15-010012
事業所の名称	株式会社キャリアステーション 仙台オフィス
事業所の所在地	〒984-0806 宮城県仙台市若林区舟丁18-2 広済堂仙台ビル4階

1 派遣労働者数 (対象期間2025年4月1日～2026年3月31日)

派遣労働者数（2026年6月1日付）	200 人
雇用安定措置を講じた人数	9 人

2 派遣先事業所数 (対象期間2025年4月1日～2026年3月31日)

派遣先事業所の実数	103 件
-----------	-------

3 派遣料金、派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間2025年4月1日～2026年3月31日)

労働者派遣に関する料金の、1日8時間当たりの平均額	15,584 円
派遣労働者の賃金の額の、1日8時間当たりの平均額	11,582 円
マージン率	25.68 %

4 キャリア形成支援制度に関する事項

当社のキャリア形成支援制度の概要についてはHPをご覧ください。

https://www.career-st.com/hp/pdf/careerup_2024.pdf

《教育訓練計画》

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	賃金支給	実施主体	派遣労働者の費用負担
入職時研修	初めて当社で派遣就業される方	Off-JT	有給	派遣元	無
職能別・職種転換 ・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	Off-JT	有給	派遣元	無

《キャリアコンサルティング》

キャリアに関する相談窓口を開設しています。ご相談（無料）をご希望の方は、各事業所までご連絡ください。

[TEL] 022-714-6166 [メール] seidai@career-st.com

対象	実施方法	会場	コンサルタント	費用
当社で派遣就業中の方	対面 ※ご希望により電話、 メールも可能	当社各事業所	キャリアコンサルタント 資格保持者並びに同等の 知識・経験のある者	無料

5 その他、労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、年次有給休暇、育児・介護休業、看護・看護休暇、定期健康診断

その他サポート：キャリアカウンセリング、病児・病後児保育利用料手当

詳細についてはHPをご覧ください。 <https://www.career-st.com/welfare>

6 労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結状況	労使協定締結済
労使協定の対象労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027年3月31日

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、
下記のとおり労働者派遣事業に係わる情報を提供いたします。

許可番号	派15-010012
事業所の名称	株式会社キャリアステーション 東京オフィス
事業所の所在地	〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町9-1 JRE神田小川町ビル4F
備考	2025年6月1日新設

1 派遣労働者数 (対象期間2025年6月1日～2026年3月31日)

派遣労働者数（2026年6月1日付）	61 人
雇用安定措置を講じた人数	16 人

2 派遣先事業所数 (対象期間2025年6月1日～2026年3月31日)

派遣先事業所の実数	42 件
-----------	------

3 派遣料金、派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間2025年6月1日～2026年3月31日)

労働者派遣に関する料金の、1日8時間当たりの平均額	15,766 円
派遣労働者の賃金の額の、1日8時間当たりの平均額	12,020 円
マージン率	23.75 %

4 キャリア形成支援制度に関する事項

当社のキャリア形成支援制度の概要についてはHPをご覧ください。

https://www.career-st.com/hp/pdf/careerup_2024.pdf

《教育訓練計画》

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	賃金支給	実施主体	派遣労働者の費用負担
入職時研修	初めて当社で派遣就業される方	Off-JT	有給	派遣元	無
職能別・職種転換 ・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	Off-JT	有給	派遣元	無

《キャリアコンサルティング》

キャリアに関する相談窓口を開設しています。ご相談（無料）をご希望の方は、各事業所までご連絡ください。

[TEL] 050-3613-5793 [メール] cs-tokyo@career-st.com

対象	実施方法	会場	コンサルタント	費用
当社で派遣就業中の方	対面 ※ご希望により電話、 メールも可能	当社各事業所	キャリアコンサルタント 資格保持者並びに同等の 知識・経験のある者	無料

5 その他、労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、年次有給休暇、育児・介護休業、看護・看護休暇、定期健康診断

その他サポート：キャリアカウンセリング、病児・病後児保育利用料手当

詳細についてはHPをご覧ください。 <https://www.career-st.com/welfare>

6 労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結状況	労使協定締結済
労使協定の対象労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027年3月31日

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、
下記のとおり労働者派遣事業に係わる情報を提供いたします。

許可番号	派15-010012
事業所の名称	株式会社キャリアステーション 大阪オフィス
事業所の所在地	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号 興銀ビル2階
備考	2025年10月1日新設

1 派遣労働者数 (対象期間2025年10月1日～2026年3月31日)

派遣労働者数（2026年6月1日付）	9 人
雇用安定措置を講じた人数	0 人

2 派遣先事業所数 (対象期間2025年10月1日～2026年3月31日)

派遣先事業所の実数	29 件
-----------	------

3 派遣料金、派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間2025年10月1日～2026年3月31日)

労働者派遣に関する料金の、1日8時間当たりの平均額	18,110 円
派遣労働者の賃金の額の、1日8時間当たりの平均額	13,147 円
マージン率	27.4 %

4 キャリア形成支援制度に関する事項

当社のキャリア形成支援制度の概要についてはHPをご覧ください。

https://www.career-st.com/hp/pdf/careerup_2024.pdf

＜教育訓練計画＞

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	賃金支給	実施主体	派遣労働者の費用負担
入職時研修	初めて当社で派遣就業される方	Off-JT	有給	派遣元	無
職能別・職種転換 ・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	Off-JT	有給	派遣元	無

＜キャリアコンサルティング＞

キャリアに関する相談窓口を開設しています。ご相談（無料）をご希望の方は、各事業所までご連絡ください。

[TEL] 050-3613-5793 [メール] cs-kansai@career-st.com

対象	実施方法	会場	コンサルタント	費用
当社で派遣就業中の方	対面 ※ご希望により電話、 メールも可能	当社各事業所	キャリアコンサルタント 資格保持者並びに同等の 知識・経験のある者	無料

5 その他、労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、年次有給休暇、育児・介護休業、看護・看護休暇、定期健康診断

その他サポート：キャリアカウンセリング、病児・病後児保育利用料手当

詳細についてはHPをご覧ください。 <https://www.career-st.com/welfare>

6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結状況	労使協定締結済
労使協定の対象労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027年3月31日